



法人実効税率 25%への引き下げの道

～ 成長戦略を強固にする税制～

2013年7月3日

公益社団法人 経済同友会

目次

. はじめに	2
. なぜ法人税改革か	2
. なぜ地方税の見直しも必要か	5
. なぜ今なのか	7
. 改革案	8
. 改革後の姿	13
. おわりに	14
2013 年度 財政・税制改革委員会委員名簿	16

．はじめに

1990年のバブル崩壊以降、日本経済は、数々の困難に直面し、目まぐるしい対応に迫られてきた。ここ数年を振り返っても、リーマン・ショックによる景気の足踏みからの脱却が見え始めた矢先に、東日本大震災・アメリカ経済の減速・欧州債務危機等の課題に遭遇し、その都度、国民一丸となって乗り越えてきた。

しかし、次々と襲い掛かるショックへの対応に追われ、少子・高齢化と人口減少、グローバル化の進展と新興国の台頭等、日本が抱える構造的な課題への対処が後手に回ってきた感は否めず、その結果、「失われた20年」といわれるように、日本経済は長期にわたり低迷を続けてきた。

加えて、国内企業にとっては、近年、「過度の円高」、「自由貿易協定への対応の遅れ」、「国際的にも高い法人実効税率」、「電力不足」等の負担が、重くのしかかってきた。これは、国内企業の競争力を削ぎ、産業の空洞化、雇用の流出を招きかねない重大な懸念要素であり、政官民を挙げた一刻も早い解消が不可欠である。

昨年12月の第二次安倍内閣成立以降、「円高」、「自由貿易協定への対応の遅れ」の2点については改善されてきたが、残りについては依然解消の目途が立っていない。实体经济の持続的な改善、ひいては日本経済の再生に繋げていくために、これらの解消に向けた改革案のロードマップ提示とその確実な遂行が肝要となってくる。

．なぜ法人税改革か

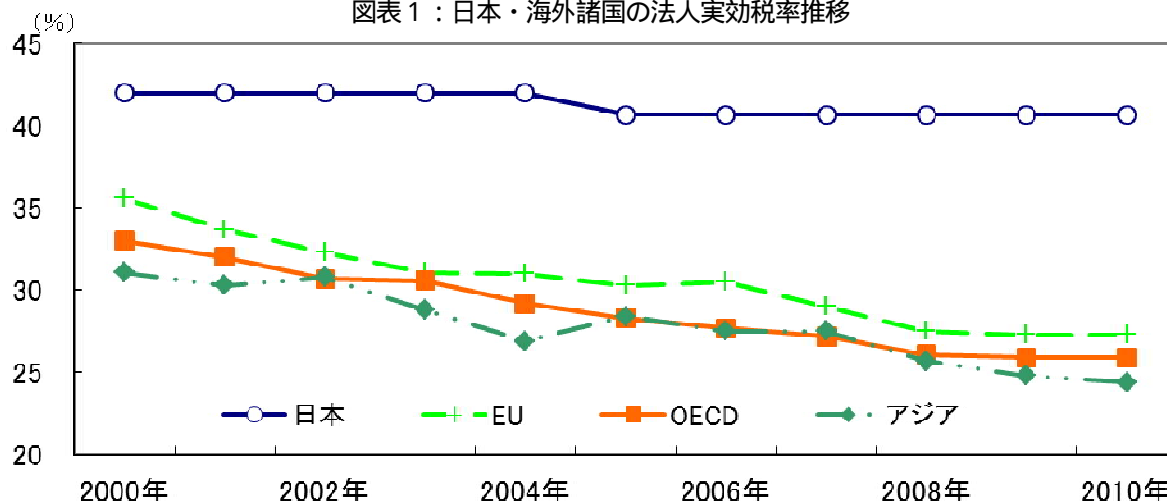
そのような中、当会では「高い法人実効税率」について、かねてより強い課題意識を持ち、これまで幾度と無く法人実効税率の25%程度への引き下げを提言してきた。法人税改革は税制における改革の一丁目一番地であり、現状を見ればさらなる改革が必要であることは言を俟たない。

日本の法人実効税率(2013/4現在)は、2011年度税制改正で減価償却方法の見直し等課税ベースの拡大と合わせて5%引き下げられ、約40%から約35%¹となった。この引き下げは、国際的に見て高い水準にある法人実効税率を下げることで、日本企業の競争力強化と立地環境の改善を図ることを目的として実施された。

しかしながら、国際的に法人実効税率の引き下げ競争が加速する中(先進国は図表1に見られるように、この10年で約10%低下させている)、5%の引き下げ幅では全く不十分である。その結果、現在の日本の35%という水準は、図表1に見られるようにEU(フランス33%、ドイツ30%、イギリス26%)やOECD諸国、とりわけ直接的な競争相手となることが多いアジア諸国(中国25%、韓国24%、シンガポール17%)と比較すると、依然として高い水準にとどまっており、立地競争力を弱めている構図になっている。

¹ 2012年度以降の3年間はこれに加え、基準法人税額の10%相当の復興特別税が課税される。

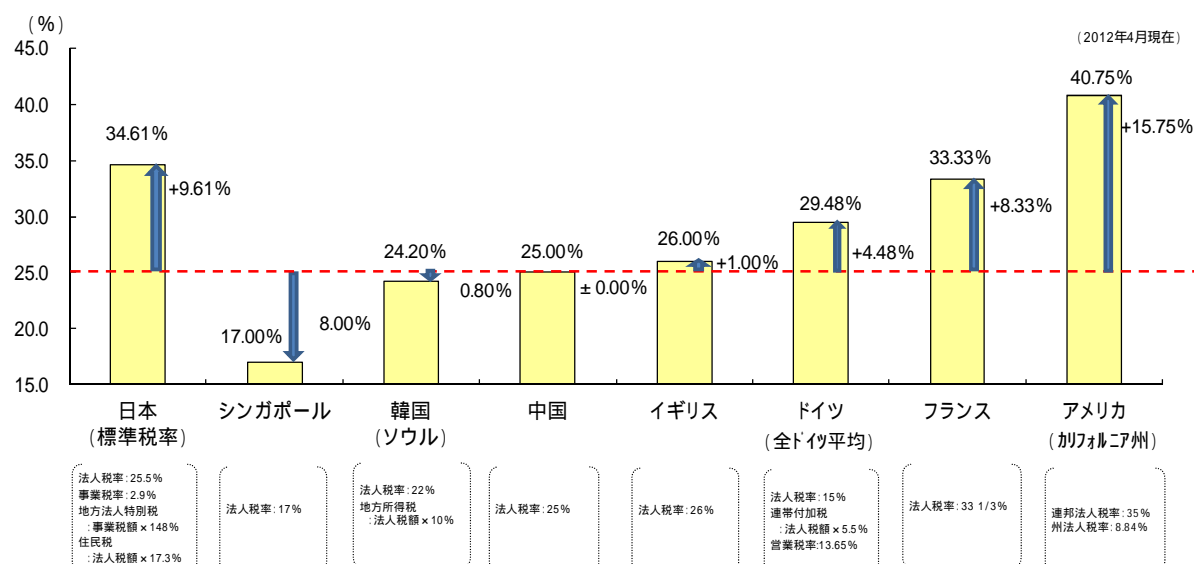
図表 1：日本・海外諸国の法人実効税率推移



(注) EU (1998年時点の15か国) OECD、アジアは単純平均

(資料) 経済産業省「通商白書2012年」

図表 2：法人実効税率の国際比較



- (注)
- 上記実効税率は、法人所得に対する租税負担の一部が損金算入されることを調整した上で、それぞれの税率を合計したものである。
 - 日本の法人実効税率は、国税の25.5%と地方税の9.1%からなる。
 - 日本の実効税率は、平成24年4月1日以後開始する事業年度の標準税率を元に算出。(ただし復興特別法人税を除く数値)
 - アメリカの実効税率は、同国内でも高い水準にあるカリフォルニアの事例を掲載しているが、他州の平均を取ると概ね2%程度低下が見られる。

(資料) 財務省HPを元に作成

こうした中、法人実効税率を国際標準レベルである25%に引き下げることは、まさに「成長戦略を強固にする税制」と呼ぶに相応しいと言えよう。

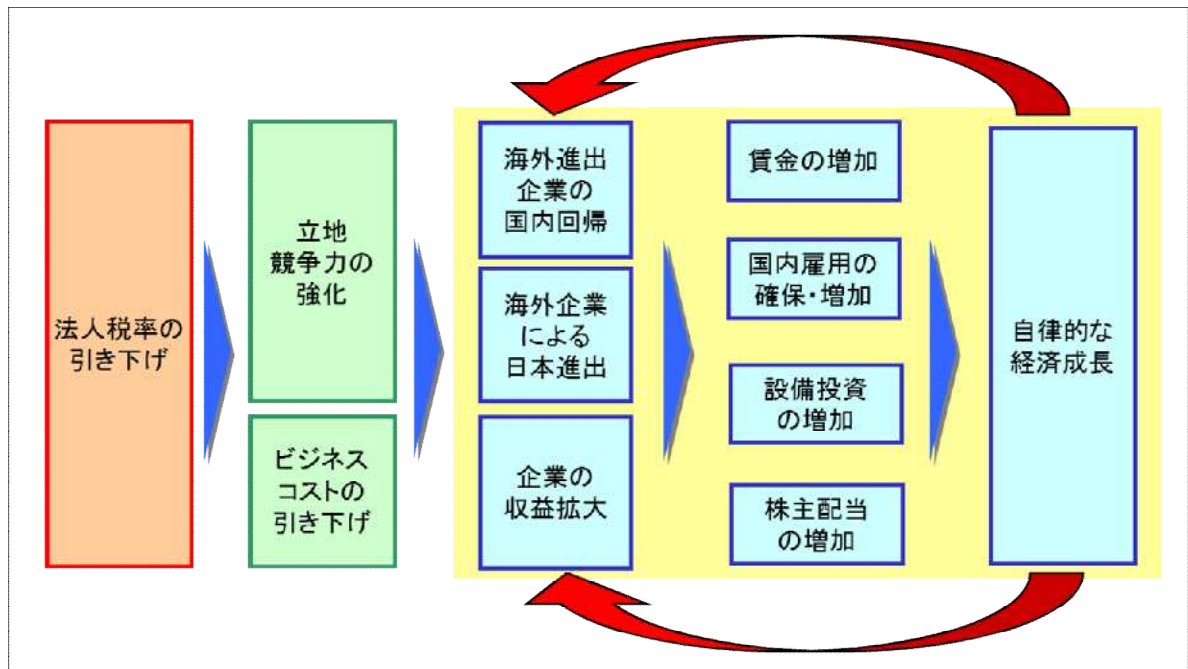
現在の高い法人実効税率を嫌気して、海外へ生産拠点等を移転している企業については、新興国の人件費上昇や過度の円高修正と相俟って、法人実効税率の引き下げを契機に、国内回帰の動きを加速させることは十分にあり得る。そして、これらの回帰を通じて、日本のモノづくりの基盤再建に寄与するとともに、そこで生み出された新たな雇用が、消費の拡大、企業セクターの収益増を通じて、更なる成長に繋がっていくことが期

待される。

同様に、日本の立地競争力強化は海外企業による日本進出の加速にも繋がる。更に、法人実効税率の引き下げによるビジネスコストの低下は、国内で活動している企業の収益増加も後押しする。

法人実効税率引き下げに続く、これらの動き（海外進出企業の国内回帰、海外企業による日本進出、企業の収益拡大）は、全て賃金増、雇用増、設備投資増、株主配当増といった形で、その恩恵を国民全体に波及させていく。単純化すると、日本は就業者の多くが企業の従業員であり、企業が元気になると、その恩恵は賃金上昇、雇用拡大という形で個人に還元され、その人たちが消費を拡大することで、企業がまた元気になる。つまり、法人実効税率の引き下げは「全体最適」の視点に立った取り組みであり、自律的な経済成長を促す起点として、国民全体の利益を拡大していくものなのである（図表3）。

図表3：法人税率引き下げを起点とした自律的な経済成長の構図



法人実効税率の引き下げは短期的には法人税収の減少要因となりうる。しかし、図表3に示した自律的な経済成長のサイクルが循環することで、中長期的には企業収益の拡大や、法人税納付企業の増加を通じた税収増によって、税率引き下げに伴い当初減少した税収を補うことも可能となろう。更に、法人実効税率の引き下げが日本の立地競争力強化に繋がることによって、海外進出企業の国内回帰や、海外企業による日本進出が本格化していけば、国内で納付される法人税収の増加も期待される。

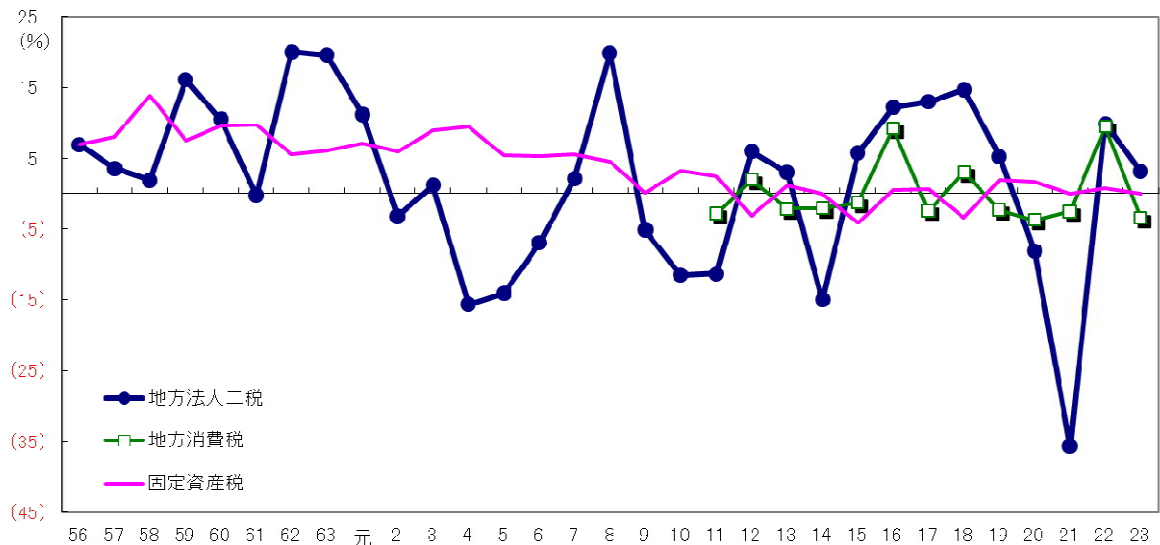
．なぜ地方税の見直しも必要か

法人課税の課税主体は国と地方に分かれているため、法人実効税率の引き下げを抜本的に議論するためには、併せて地方税についても見直しを行うことが必要となる。日本の地方税は、国際的に見ても高い法人課税への依存という特徴を持つため、法人課税の持つ企業業績の変動によって税収が大きく振れるという特徴と、企業が必ずしも全国に均一に存在するわけではないことから地域間で税収が偏在するという特徴を有している。その結果、地方税収の不安定化、地域間での税源偏在が生じることとなる。

1．法人課税の税収変動は大きい

図表4は地方税主要税目の対前年度伸び率のグラフであるが、地方法人二税（法人住民税と法人事業税を合算したもの）の変動が、他の税目と比較して大きい点が見て取れる。

図表4：地方税主要税目の対前年度伸び率



(注) 地方法人二税は、平成21年度以降は地方法人特別譲与税を含む。

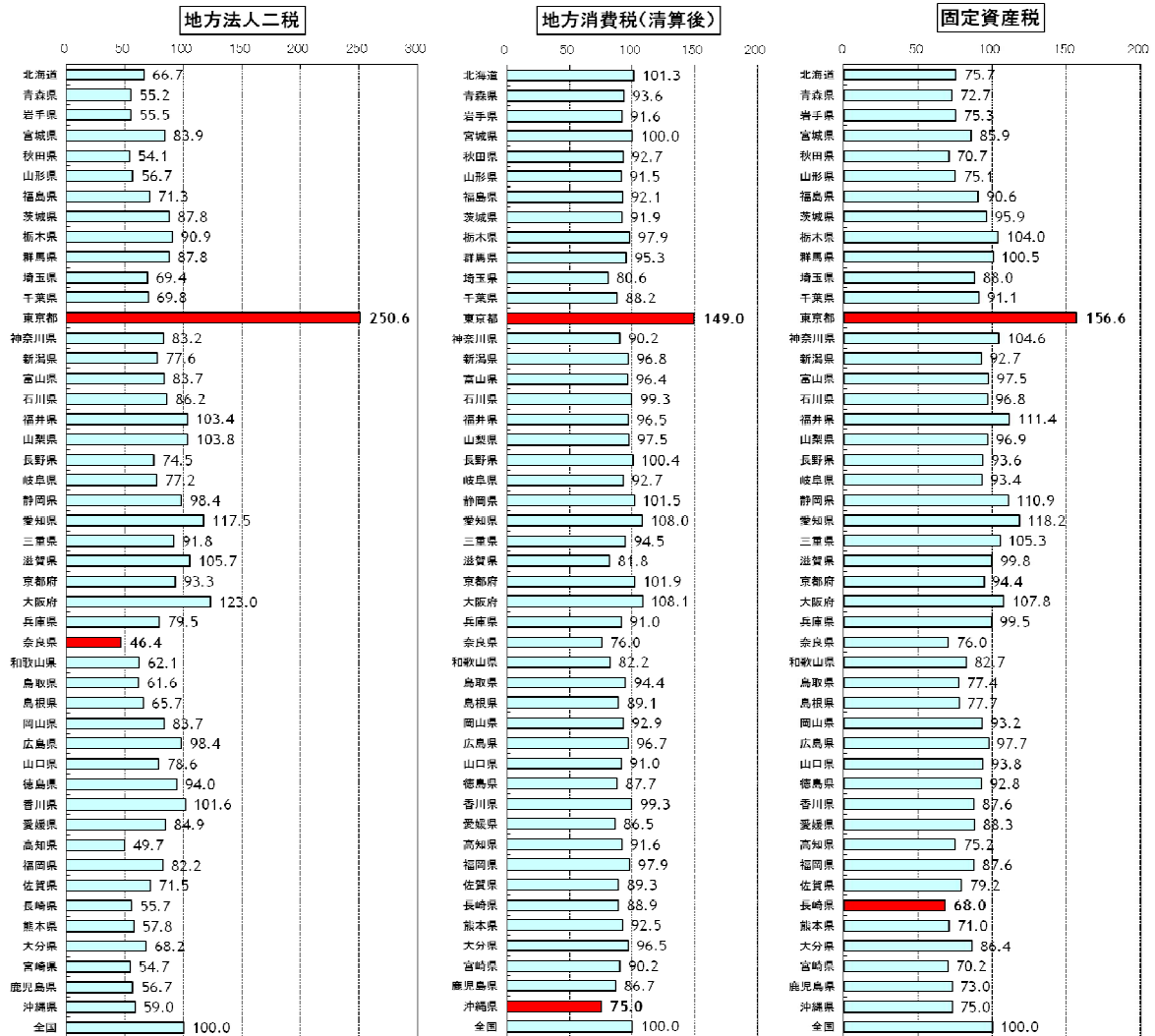
(出所) 総務省「地方税に関する参考計数資料」、「都道府県決算状況調査」より作成

(年度)

2．法人課税の地域偏在性は高い

図表5は、地方法人二税と地方消費税、固定資産税の都道府県毎の1人当たり税収額を比較したグラフである。税収額が最大額の都道府県と最小額の都道府県の比率が大きいほど、税収の地域偏在性が高いと言えるが、地方法人二税については5.4倍、固定資産税については2.3倍、地方消費税（清算後）については2.0倍となり、これらの中で地方法人二税が最も高い地域偏在性を持つ。

図表5：人口1人当り税収額の指数(2010年度決算)



最大/最小:5.4倍
4.6兆円

最大/最小:2.0倍
2.6兆円

最大/最小:2.3倍
8.9兆円

「最大/最小」は、各都道府県の人口一人当たり税収額の最大値を最小値で割った数値。

(注1) 地方法人二税及び固定資産税は、超過課税を除く。

(注2) 人口は、平成23年3月31日時点の住民基本台帳人口による。

(資料) 総務省

3. 日本の地方税収は法人課税が占める割合が国際的に高い

日本の地方税収のうち法人所得課税が占める割合について、他の先進国と比較してみると、図表6に見られる通り、日本のそれが14%であるのに対して、ドイツ(11%)、カナダ(8%)、米国(7%)、スウェーデン、イギリス、フランス(ともにゼロ)など、各国に比べて高いことが特色である²。

²諸外国で法人課税の比率がゼロまたは日本よりも低い理由として、地方税は「住民自治」を支えるものであり、地域社会への参加費用であるとの考えが浸透していることが挙げられる。地域社会への参加費用として地方税を支払う場合、その用途については負担者である地域住民の意向が反映されるべきである。地域住民は選挙という形で意思表示を行うことが可能であり、例えば、追加的な公共サービスを望む場合、他のサービスを削減するか、増税するかを住民が選択できる。この考え方に立てば、選挙権を有さない法人に対する安易な課税は極力限定する必要がある。

図表6：各国の地方税収のうち、法人所得課税が占める割合（2010年）

国名	占率
日本	13.9%
ドイツ	10.8%
カナダ	8.4%
アメリカ	6.6%
スウェーデン	0%
イギリス	
フランス	

（注）ドイツ、アメリカ、カナダは州と市町村を合算した数値を使用。

（資料）OECD「Revenue Statistics 2010」

法人課税への過度の依存は、地方自治体に様々なリスクを及ぼす。法人課税は不景気になれば、税収が大きく落ち込む。また、工場の移転や生産規模の縮小といった事態が起きると地方財政は一気に悪化しかねない。現に、様々な苦労を重ねて誘致した企業の操業の縮小や撤退により厳しい運営を余儀なくされる自治体も既に出現している。更に、地方自治体の歳出の中心は産業インフラの整備から高齢化に伴う医療・福祉等対人サービスへとシフトしており、この流れは将来人口推計から考えても続くものと見通される。これらの公共サービスを安定的に提供するためにも、当然のことながら歳出削減の取り組みを推進するとともに、今のうちから税収の安定に資する改革が今まさに求められている。

一方で、地方自治体にとっても、法人課税が縮小されれば、中長期的には日本の立地競争力が強化されることで、海外進出企業の国内回帰や、海外企業による日本進出に伴い、地域における雇用創出、設備投資増といった好循環を生み出す契機となりうる。

・なぜ今なのか

2012年8月に三党合意により成立した税制抜本改革法³の第7条には「法人課税については、平成27年度以降において、雇用及び国内投資の拡大の観点から、実効税率の引き下げの効果及び主要国との競争上の諸条件等を検証しつつ、その在り方について検討する」と明文化された。

さらに、2013年7月の第23回参議院議員通常選挙における自由民主党の参議院選挙公約においても「思い切った投資減税を行い、法人税の大胆な引き下げを実行します」とされており、今後、税制改正を巡る議論の中で、具体的な検討が進んでいくことが予

³ 社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律

想される。

地方税についても、税制抜本改革法の第7条に「地方消費税の充実と併せて、地方法人課税の在り方を見直すことにより税源の偏在性を是正する方策を講ずる」と明文化されているとともに、地方法人課税については、総務省「地方法人課税のあり方等に関する検討会」で議論が進められている。

他方、大きな政策の動きとして、いわゆるアベノミクスの3本目の矢である「成長戦略」が取りまとめられたが、規制緩和と並び、こうした法人税改革は経済成長の基盤整備として必要不可欠であり、これと軌を一にした取り組みが絶対に必要である。しかし、いかに法人実効税率と地方税の問題を統合的に解くかについては、未だ具体的な解が示されていない。

・改革案

1. 改革案の概要

(1) 「法人課税からのシフト」

本提言の改革案は、地方税における法人課税への依存を是正することを通じた法人実効税率の引き下げを柱として、少子・高齢化と人口減少、グローバル化の進展を始めとする新しい経済環境に適した税制の再構築を目指す。そして、そのプロセスにおいて地方税については、より地方の税源としてふさわしい地方消費税や個人住民税及び固定資産税に代替を求めていく⁴。すなわち、「法人課税からのシフト」をその骨格とする。

これには「企業優遇」といった批判があるだろう。しかしながら、法人税を最終的に誰が負担しているかということを考えると、それは企業のような「組織」ではなく、消費者や働き手、株主といった「ヒト」であるとも考えることもできる。つまり、法人税が企業の生産コストを高め、製品価格に転嫁されるならば、高い支払いを求められる消費者が法人税分を負担しているとも言えるし、企業が高い法人実効税率を嫌い海外に生産拠点をシフトさせるならば、雇用機会の減少という負担を働き手が負うとも言える。

OECDの実証研究⁵によれば、税収に占める法人税の割合が増えると経済成長にマイナスの影響を及ぼすこと、一方、消費税が占める割合が増えると経済成長にプラスの影響を及ぼすことが示されている。既述の通り、法人実効税率の引き下げは短期的には法人税収の減少要因となりうるが、中長期的には企業収益の拡大や、法人税納付企業の増

⁴ 当会では、2018年の道州制導入、それに伴う地域自主財源の充実を提言してきた。その中で、地域の基幹税として、地方消費税、個人住民税、固定資産税を位置付けてきた。

⁵ Arnold(2008)が、OECDにおける経済と税制に関する研究プロジェクトの一環として、日本を含む21のOECD諸国の1971-2004年のデータをもとに、各国の成長率に与える税制の影響を直接的に実証分析した。推計結果によると、一人当たり成長率に対してもっともフレンドリーな税は、資産課税、消費税、所得税、法人税の順となっており、法人税増税による成長への下押し圧力が最も大きい。Arnold, J. (2008), "Do Tax Structures Affect Aggregate Economic Growth? Empirical Evidence from a Panel of OECD Countries", OECD Economics Department Working Papers No.643

加、海外企業による日本進出の動き等を通じた税収増によって、税率引き下げに伴い当初減少した税収を補うことも可能となろう⁶。法人実効税率の引き下げをきっかけとした自律的な経済成長のサイクルが順調に循環し、法人税収の伸びが制度改正時の水準を安定的に上回ってくるような局面においては、代替として引き上げた各種税目の減税も検討の俎上に上がってこよう。

また、法人課税から個人住民税をはじめとする個人課税へのシフトは、地域住民の当事者意識の喚起にもつながることが期待される。税に対する住民の関心が高まれば、地方自治体の財政運営への監視も強化されるだろう。従来、我が国では地方の税金は地域社会からの受益の対価との意識が乏しかった。また、税負担は公共サービスから直接利益を受ける者が負うべきという考え方も、個人には徹底されてこなかった。

法人課税から個人課税にシフトすることで地域住民の負担が重くなるとの反論もある。しかし、こうした大きな変化のタイミングを捉えて、地方税は地域社会への参加費用であるという税の本質・意味合いについて広く理解を求めていくことが重要である。具体的には、負担は地域住民が受けたサービスに対する対価であり、住民自治を支えるものであることを丁寧に説明していくことが必要である。また、個人課税が多くなることにより、低所得者対策が必要という意見も出ると思うが、低所得者への支援は、基本的に国税・社会保障によって実現されるべきであろう。

(2) 「改革は2段階に分けて実行」

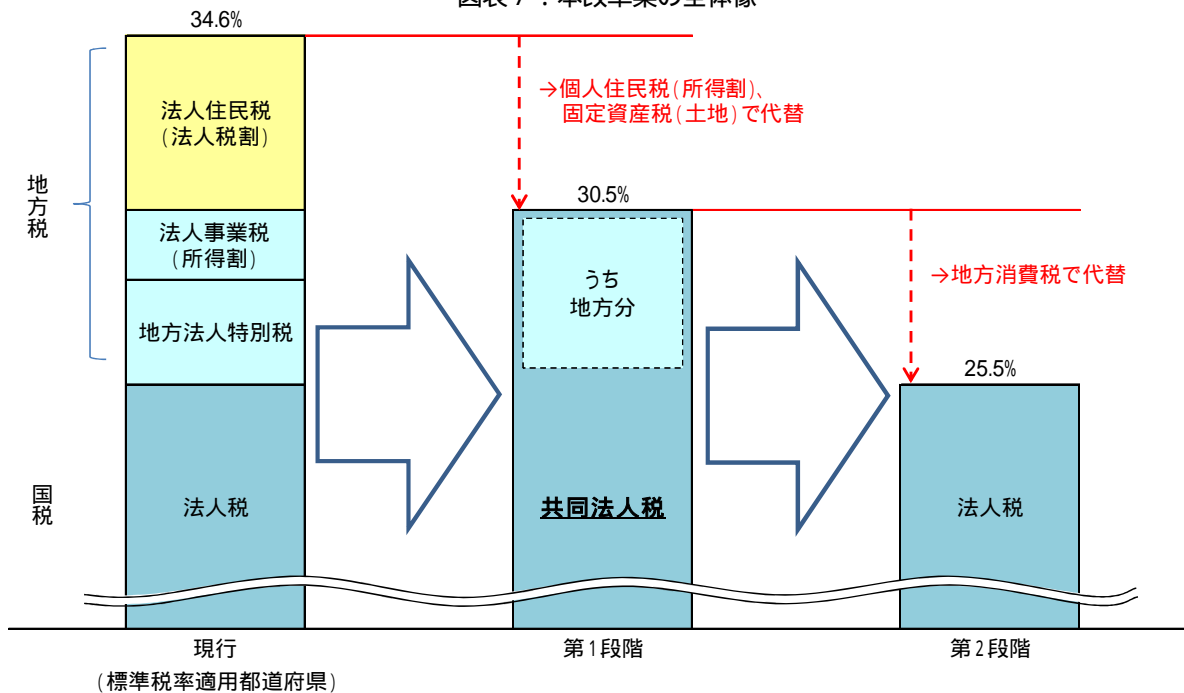
本改革案では、「法人課税からのシフト」に際して、既述の通り地方消費税をその代替として一部見込んでいる。しかし、既に「社会保障と税の一体改革」で2015年までに国・地方を合わせた消費税率を10%に引き上げること、これを社会保障財源とすることが決まっているため、それまでの間、地方法人二税の代替財源（地方の一般財源）として地方消費税を10%超へ引き上げることが現実には難しいと思われる。

そこで、改革の実効性をより高めるため、その実施を地方消費税の追加引き上げを伴わない第1段階と、地方消費税の追加引き上げを行わずに得ない第2段階の2つに分けることとする。

⁶ EUの事例（1995～2007年）では、法人実効税率引き下げ時においても、名目GDPに占める法人税収のウェイトが高まるという、いわゆる「法人税パラドックス」が見られた。これは、同時に課税ベースを拡大したことや、法人設立の増加等が背景にあった。（しかしながら、これは現象面からの分析結果であり、日本においては過去の法人税制改革に伴う個人事業主による「法人成り」について明確な動きは確認されておらず、どのような条件設定の下で「パラドックス」が起こるか、今後も検証が必要である。）

(3) 「共同法人税の創設」

図表7：本改革案の全体像



法人実効税率の構成要素としては、国税である法人税と、地方税である法人住民税(法人税割)、法人事業税(所得割)⁷、地方法人特別税⁸に分けられる。最終的には、これらの地方税部分を他の税に代替させることで、法人実効税率の引き下げを図る。具体的には、その創設の経緯⁹から地方法人特別税並びに法人事業税については地方消費税による代替を、法人住民税については個人住民税(所得割)及び固定資産税(土地)¹⁰による代替が考えられる。

このうち、地方消費税による代替(地方消費税の追加引き上げ)については、既述の通り一体改革終了まで困難と考えられるため、経過措置として改革の第一段階にて法人事業税(所得割)と地方法人特別税を、国税である法人税に統合し、共同税化(以下、共同法人税と記載)する。また、徴収も国に一元化する。

ここで、法人事業税と地方法人特別税を、地方消費税への置き換えを行うまで存置せず、共同法人税化する目的としては以下の点があげられる。

制度の簡素化、納税コストの軽減

現行の地方法人課税は、税目等が多様である上に、申告書類が多く、計算が複雑

⁷ この他、法人実効税率の計算には影響を与えないが、法人事業税における外形標準課税部分(資本割・付加価値割)が存在する。

⁸ 地方法人特別税は正確には国税であるが、その税収の全額が地方法人特別譲与税として地方自治体へ分配されるため、ここでは地方税として整理している。

⁹ 地方法人特別税・譲与税はそもそも「税制の抜本的な改革において偏在性の小さい地方税体系の構築が行われるまでの間の措置」として法人事業税の一部を分離して創設された経緯がある。

¹⁰ なお、固定資産税を代替財源と位置付けるには、地方税全体における固定資産税のあり方、その実態の把握や増税による景気・資産デフレへの影響等さまざまな角度からの検討が必要である、と慎重な対応を求める意見があった。

であること、また、自治体毎に申告・納付を要することから、とりわけ複数の都道府県に展開している法人にとっては、納税に係る事務負担が極めて大きい。これを国税に一本化することで、納税コスト¹¹の軽減を図る。

地域税財源の偏在解消への寄与

共同法人税のうち、地方税相当分について客観基準に基づいて地方に再分配することで税収の地域偏在性の是正に繋げることができる¹²。

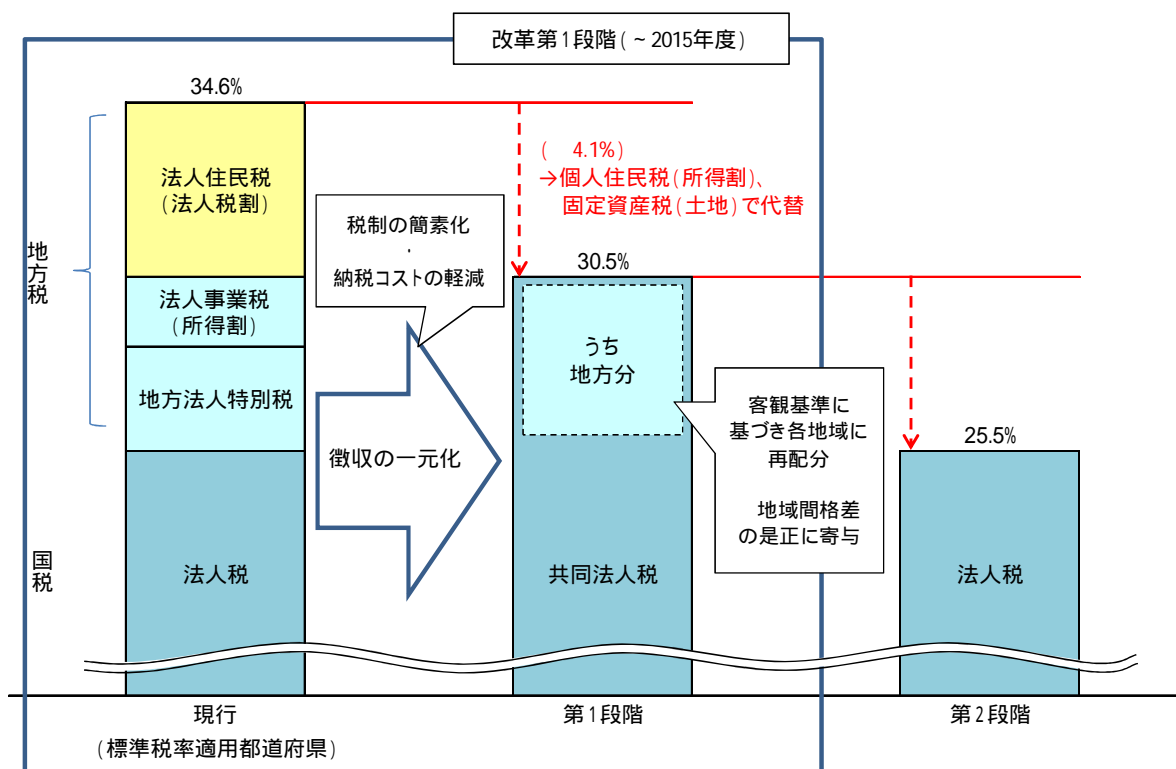
第2段階での法人税引き下げの円滑化

共同法人税を創設し、課税主体を国に一本化しておくことで、10%を超える消費税引き上げの可能性が見えてきた後に、スムーズな消費税へのシフトが期待できる。

2. 具体的な改革案

(1) 第1段階（～2015年度）

図表8：改革案第1段階における施策



¹¹例えば、国の法人税において連結納税制度が導入された一方、法人事業税（所得割）・法人住民税（法人税割）については「地域における受益と負担等に配慮し、単体法人を納税主体とする」こととなった。このため連結納税をする企業は法人税の課税所得と法人二税の課税所得を別々に計算しなくてはならず、企業の納税事務を煩雑にしている。法人課税の統合・共同税化が実現すれば、この負担が軽減され、納税コストの軽減につながる。

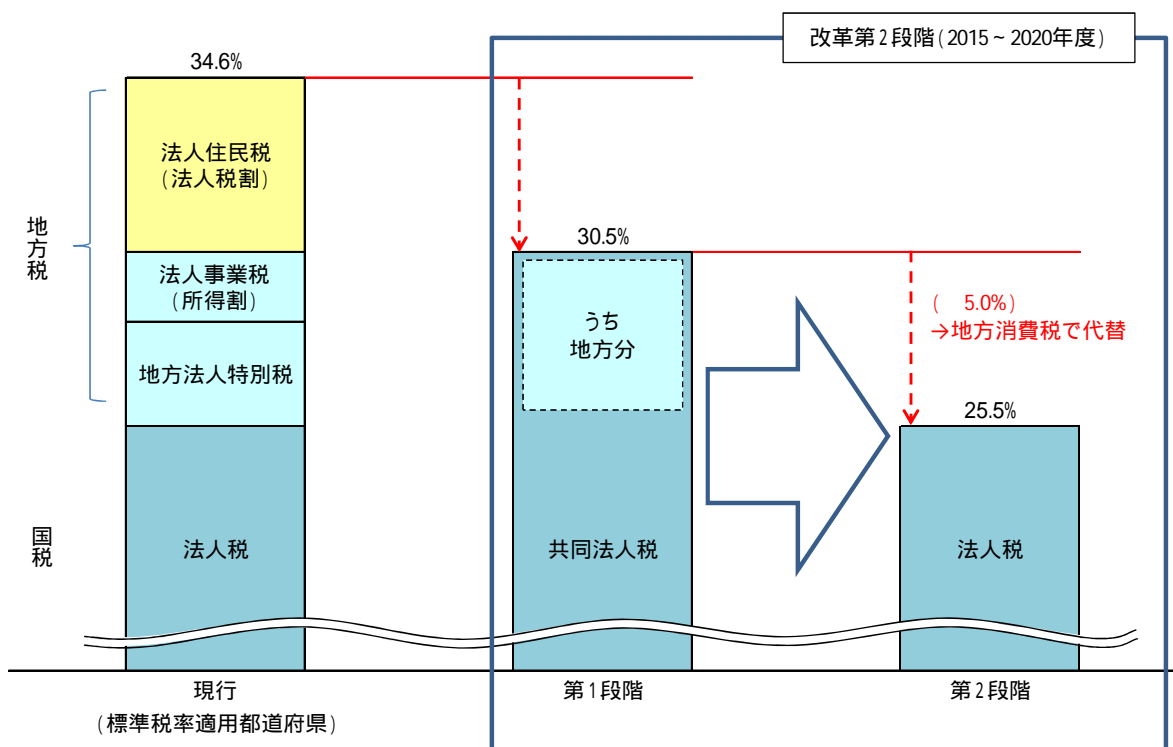
¹² 当会では道州制導入に伴い、現行の地方交付税交付金制度の廃止、道州間の水平的財政調整制度の創設を提言してきた。今回の改革案第1段階にて示す法人税の共同税化及び地方税相当分の客観的基準に基づく再分配は、あくまで経過措置であり、最終的には水平的財政調整制度の導入と並行して第2段階にて地方消費税への代替を進めることで、地域自主財源の充実に繋がるものと認識しており、従来提言と矛盾するものではない。

第1段階では、まず、法人事業税（所得割）と地方法人特別税を、法人税に統合して共同法人税化し、その地方税相当分について客観基準に基づいて地方に再分配する。

法人実効税率については、法人住民税（法人税割）の廃止によって4%程度の引き下げを行うが、その代替は個人住民税（所得割）及び固定資産税（土地）¹³によって行う。

（2）第2段階（2015～2020年度）

図表9：改革案第2段階における施策



第2段階では、法人実効税率を国際標準レベルである25%程度に引き下げる。

まず、共同法人税について地方税相当分を減税し、法人実効税率を5%程度引き下げるとともに、地方消費税率の引き上げを行う。

なお、地方消費税の用途は社会保障に限定せず、一般財源として地方自治体の裁量に委ねるものとする。社会保障と税の一体改革とは異なり、ここでの地方消費税拡充の目的は「安定的な税収の確保が可能となる地方税体系の構築」を期待した法人課税依存から消費課税への転換であるからである¹⁴。

¹³ 第1段階での地方法人課税減税に伴う、個人住民税（所得割）と固定資産税（土地）の増税は多様な組み合わせが存在しうる。今後、経済・社会情勢等を踏まえた検討が必要となる。

¹⁴ 消費税は輸出免税という仕組み（最終消費者が海外の購入者であった場合、輸出業者は消費税を受け取らない一方で仕入れ税額の還付を受けることができる仕組み）を備えており、その税率変更が輸出品の国際的な価格競争力に影響を与えないという点でも優れた特性を持つ。その結果、社会保障や地方財源の確保のために消費税を引き上げたとしても、国際競争力に悪影響を与えない。

図表 10：改革の狙いと時間軸

改革の狙い	<p>新しい経済環境に適応した税制の再構築</p> <p>< 社会全体 > 日本の立地競争力強化を通じた強固な成長戦略の実現</p> <p>< 地方自治体 > 産業インフラの整備等から成熟・高齢社会型（対人給付・サービスが中心）への受益構造の転換 国からの財源移転（交付税等）、企業立地（法人課税）をあてにしない安定的な税源の確保</p> <p>< 地域住民 > 当事者意識の喚起、地方自治体の財政運営への監視の強化</p>
-------	--

	第1段階 [~2015年度]		第2段階 [2015~2020年度]
法人税	法人事業税・地方法人特別税を国税（法人税）に統合・共同法人税化	法人住民税（法人税割）の減税	共同法人税（地方税相当分）の減税
地方税		個人住民税（所得割） 固定資産税（土地）の拡充	地方消費税の拡充
効果	税制の地域偏在性の是正 税制の簡素化 納税コストの軽減	法人実効税率の引き下げ 法人課税依存の是正（税収の安定化） 地方の財政責任（コスト意識の喚起）	

・改革後の姿

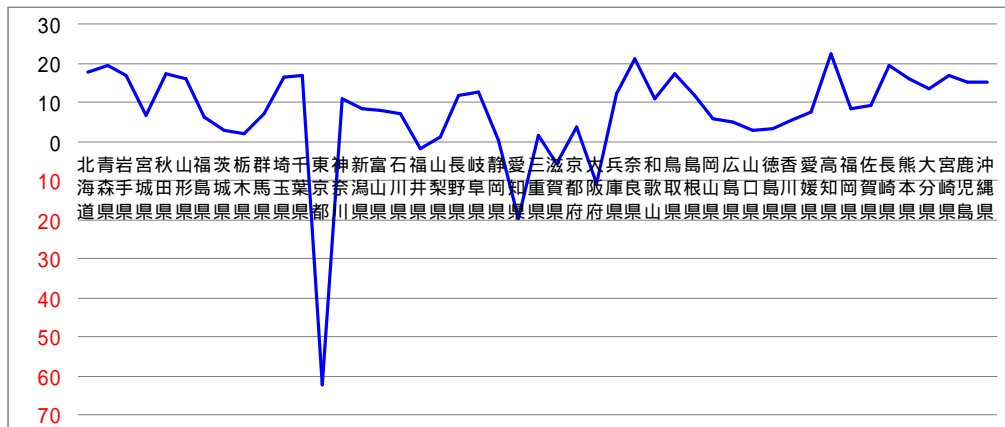
本提言の改革案に基づき、法人実効税率を25%程度に引き下げることで欧州諸国（フランス33%、ドイツ30%、イギリス26%）やアジア諸国（中国25%、韓国24%、シンガポール17%）に比較して遜色ない水準となり、日本の立地競争力が強化されグローバル経済に適合した税制となる。なお、今後5年間の緊急構造改革期間における投資拡大、競争力強化に資するべく、税制面でのさらなるサポート¹⁵が検討されているが、これと併せ、従来の租税特別措置については目的・効果の観点から検証の上、整理・簡素化されるべきと考える。

また、改革案では、都市圏に税収が集中しやすく、地域間格差を生み出す主因となっていた地方法人二税が、最終的には比較的格差の小さい地方消費税、個人住民税、固定

¹⁵ 例えば、設備投資促進税制における省エネ設備投資に対するインセンティブ付与、加速度償却適用の拡大や、研究開発促進税制の本則化、エンジェル税制における税制優遇枠拡大や法人への適用拡大などが考えられる。

資産税へと置き換わる。人口一人当たり税収の変化を試算¹⁶してみると、図表 11 に見られる通り、総じて東京都等都市圏の自治体で減収、地方圏では増収となるように、税収の地域間格差是正に寄与することができる。加えて、景気との連動性が高い法人税から、景気に左右されにくい地方消費税、個人住民税、固定資産税への代替を進めることで、税収の安定化にも資することとなる。

図表 11：改革による一人当たり税収の変化（千円）



・終わりに

今は、法人課税・地方税について、抜本的な改革を行える環境が整っている千載一遇のチャンスである。

一方で、税制改正については、毎回、様々な利害関係が錯綜する。とかく、法人減税と消費増税・住民増税は単純な図式化により「企業VS個人」とミスリードされがちだが、法人実効税率の引き下げはそもそも「全体最適」の視点に基づいている。

繰り返しになるが、「高い法人実効税率」を解消することは、ビジネスコストの引き下げ、企業の国際競争力向上等を通じた企業収益の拡大に繋がり、それは賃金、雇用、設備投資、株主配当増という形で国民一人ひとりに還元される。同時にわが国の立地競争力が向上することで、海外進出企業の国内回帰や、海外企業による日本進出を促進し、雇用の創出や設備投資の拡大も期待される。すなわち、法人実効税率の引き下げは国民全体の利益に繋がる改革なのである（図表 12 として図表 3 を再掲）。

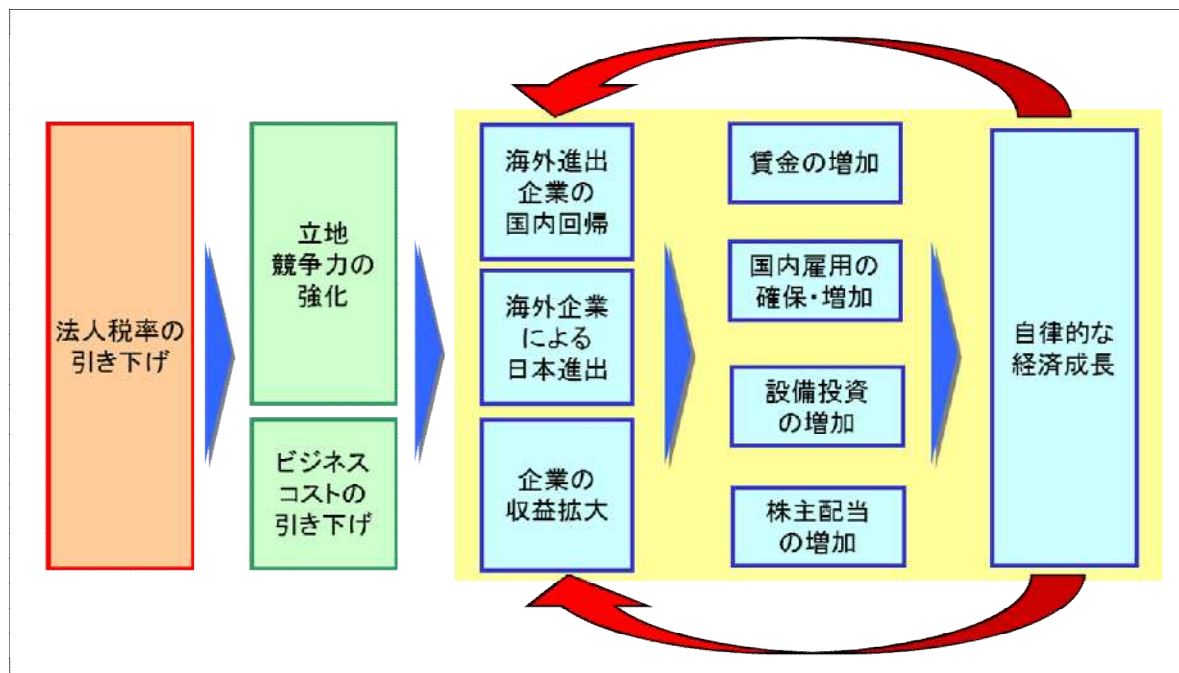
さらに、本改革案では、地方法人課税を安定的で地域間の偏在が小さい地方消費税、個人住民税、固定資産税へ代替することとした。これによって、現行の地方税体系が抱える法人課税への過度の依存、それに伴う税収の不安定性、地域偏在という課題を低減・解消するとともに、立地競争力の強化を通じて、中長期的には海外からの企業誘致

¹⁶ 一人当たり税収の変化は、改革による各都道府県の税収の増減額を人口で割った値。法人課税からのシフトに伴う、各税目の増税幅は多様な組み合わせが存在しうるが、ここでは組み合わせの一例として、第1段階で個人住民税（所得割）と固定資産税（土地）のそれぞれを現行の税収規模で案分して増税、第2段階で地方消費税による代替を行うとの想定に基づき試算している。

促進、地域における雇用創出、設備投資増といった地域の活性化に繋がっていくことが期待される。国民の間で、こういった認識を共有することこそが、改革の橋頭堡である。

法人課税・地方税の抜本改革が成案に至るまでは、今後も紆余曲折があることが想定されるが、最終的に決め手になるのは、政治の果敢なリーダーシップである。安倍政権の指導力に期待したい。

図表 12：法人税率引下げを起点とした自律的な経済成長の構図（再掲）



以上

2013年度 財政・税制改革委員会

(敬称略)

委員長

岡本 園 衛 (日本生命保険 取締役会長)

副委員長

梶川 融 (太陽A S G有限責任監査法人 総括代表社員)

松岡 芳 孝 (ステート・ストリート信託銀行 取締役会長)

村田 隆 一 (三菱UFJリース 取締役会長)

守田 道 明 (上田八木短資 取締役社長)

八木 和 則 (横河電機 顧問)

若林 勝 三 (日本地震再保険 取締役会長)

委員

飯塚 洋 一 (バリューコマース 取締役社長執行役員最高経営責任者)

池田 正 英 (国際労務管理財団 理事長)

伊藤 正 博 (川北電気工業 専務取締役)

稲田 和 房 (セゾンファンデックス 取締役社長)

稲野 和 利 (野村アセットマネジメント 取締役会議長)

稲葉 延 雄 (リコー 取締役専務執行役員CIO)

乾 民 治 (イヌイ倉庫 取締役会長)

岩本 繁 (朝日税理士法人 特別顧問)

上野 守 生 (プロネクサス 取締役会長)

大江 匡 (プランテックアソシエイツ 取締役会長兼社長)

大久保 和 孝 (新日本有限責任監査法人 シニアパートナー)

大塚 紀 男 (日本精工 執行役社長)

岡部 敬一郎 (コスモ石油 名誉会長)

尾崎 弘 之 (パワーソリューションズ 取締役)

尾崎 護 (矢崎総業 顧問)

小野 俊 彦

小野 傑 (西村あさひ法律事務所 代表パートナー)

小 幡 尚 孝	(三菱UFJリース 相談役)
恩 田 勲	(GTM総研 取締役社長CEO)
柿 本 寿 明	(日本総合研究所 シニアフェロー)
梶 田 邦 孝	(日本経済研究所 取締役会長)
門 脇 英 晴	(日本総合研究所 特別顧問)
叶 谷 彰 宏	(パークレイズ証券 マネージングディレクター)
蒲 野 宏 之	(蒲野綜合法律事務所 代表弁護士)
木 下 俊 男	
木 下 信 行	(日本銀行 理事)
木 下 満	(エリオット アドバイザーズ アジア リミテッド マネージング・ディレクター)
清 田 瞭	(東京証券取引所 取締役社長)
楠 雄 治	(楽天証券 取締役社長)
河 野 栄 子	(D I C 社外取締役)
古 賀 信 行	(野村證券 取締役会長)
小 崎 哲 資	(常和ホールディングス 取締役社長)
小 島 邦 夫	(日本証券金融 顧問)
児 玉 正 之	(あいおいニッセイ同和損害保険 特別顧問)
斉 藤 惇	(日本取引所グループ 取締役兼代表執行役グループCEO)
斎 藤 博 明	(T A C 取締役社長)
酒 井 重 人	(ソシエテ ジェネラル証券会社 東京支店 副社長)
境 米 夫	(香港上海銀行 在日支店 副会長)
佐 藤 政 男	(法研 取締役名誉会長)
佐 藤 義 雄	(住友生命保険 取締役社長)
篠 崎 雅 美	(日本航空電子工業 相談役)
島 田 一	(金融ファクシミリ新聞社 取締役社長)
正 田 修	(日清製粉グループ本社 名誉会長相談役)
白 川 祐 司	(あおぞら銀行 取締役)
陳 野 浩 司	(ナティクシス日本証券 マネージング・ディレクター)
鈴 木 洋 之	(プライスウォーターハウスクーパースジャパン 日本代表)
錢 高 一 善	(錢高組 取締役社長)

高木 邦 格	(国際医療福祉大学 理事長)
高橋 衛	(HAUTPONT研究所 代表)
橋 憲 正	(タチバナエステート 取締役会長)
龍野 隆 二	(日本ユニシス 取締役上席専務執行役員)
伊達 美和子	(森トラスト 専務取締役)
田中 豊	(アートグリーン 取締役社長)
谷家 衛	(あすかアセットマネジメント 取締役社長)
田沼 千秋	(グリーンハウス 取締役社長)
田幡 直樹	(メディアゲイン 取締役シニアアドバイザー)
塚本 隆 史	(みずほ銀行 取締役頭取)
月原 紘 一	(三井住友カード 特別顧問)
辻本 博 圭	(近鉄エクスプレス 相談役)
富樫 直 記	(オリバーワイマングループ 日本代表 パートナー)
富田 純 明	(日進レンタカー 取締役会長)
中野 宏 信	(シティック・キャピタル・パートナーズ・ジャパン・リミテッド 日本代表兼シニアマネージングディレクター)
中村 明 雄	(損保ジャパン総合研究所 理事長)
中本 祥 一	(電通 取締役副社長執行役員)
夏目 誠	(成田国際空港 取締役社長)
西浦 三 郎	(ヒューリック 取締役社長)
西浦 天 宣	(天宣会 理事長)
西山 茂 樹	(スカパーJSATホールディングス 取締役会長)
根岸 修 史	(積水化学工業 取締役社長)
野嶋 吉 朗	(都市文化振興財団 代表理事)
野呂 順 一	(ニッセイ基礎研究所 取締役社長)
芳賀 日登美	(ストラテジック コミュニケーション RI 取締役社長)
畑川 高 志	(オリバーワイマングループ シニア・アドバイザー)
早川 洋	(浜銀総合研究所 取締役会長)
早崎 博	(三井住友信託銀行 特別顧問)
林 由紀夫	(ダイキン工業 常務執行役員)
原 丈 人	(デフタ パートナーズ グループ会長)

板 東 徹 行	(ケーユーホールディングス 取締役副社長)
樋 口 智 一	(ヤマダイ食品 取締役会長兼社長)
平 井 幹 久	(イデラキャピタルマネジメント 取締役会長)
平 田 正 之	(情報通信総合研究所 相談役)
廣 岡 哲 也	(フージャースコーポレーション 代表取締役)
廣 澤 孝 夫	(企業活力研究所 理事長)
藤 井 俊 一	(藤井事務所 代表取締役)
藤 岡 誠	(日本軽金属 取締役専務執行役員)
藤 重 貞 慶	(ライオン 取締役会長)
藤 本 邦 明	(アーンスト・アンド・ヤング・アドバイザリー 取締役会長)
降 旗 洋 平	(日本信号 取締役社長)
堀 口 智 顕	(サンフロンティア不動産 取締役社長)
増 田 宏 一	(日本公認会計士協会 相談役)
増 淵 稔	(日本証券金融 取締役会長)
松 居 克 彦	(松居アソシエイツ 代表)
茂 木 賢三郎	(キックマン 特別顧問)
森 正 勝	(国際大学 特別顧問)
森 口 隆 宏	(JPモルガン証券 取締役会長)
安 田 育 生	(ピナクル 取締役会長兼社長兼CEO)
矢 野 龍	(住友林業 取締役会長)
山 中 一 郎	(朝日税理士法人 代表社員)
吉 村 幸 雄	(アフラック・インターナショナル・インコーポレーテッド シニアアドバイザー)
米 田 隆	(西村あさひ法律事務所 代表パートナー)
林 原 行 雄	(シティグループ・ジャパン・ホールディングス 常任監査役)
湧 永 寛 仁	(湧永製薬 取締役社長)

以上109名

事務局

篠 塚 肇	(経済同友会 政策調査第3部 部長)
河 口 大 輔	(経済同友会 政策調査第3部 マネジャー)